

【随時受付用】

令和5・6年度

西郷村入札参加資格審査申請書の手引き

## 【建設工事】



福島県西郷村

令和5・6年度 西郷村入札参加資格審査申請について、定例受付は令和4年12月6日をもって終了いたしました。

令和5・6年度 西郷村入札参加資格審査申請の**随時受付**について、次のとおり行います。注意事項等の内容を確認のうえ申請書の提出をお願いいたします。

令和5・6年度入札参加資格審査申請について（建設工事）**随時受付**

○窓口での受付期間及び時間（下記時間以外の受付は行いませんのでご注意ください）

1. 窓口受付期間 令和5年4月3日（月）から令和7年1月31日（金）まで  
（土・日・祝日は除く）
2. 受付時間 午前の部：午前9時から午前11時30分まで  
午後の部：午後1時から午後4時まで  
窓口受付を希望の場合は西郷村財政課管財契約係までご連絡ください。

○郵送での受付期間及び時間（下記期間以外の受付は行いませんのでご注意ください）

1. 郵送受付期間 令和5年4月1日（土）から令和7年1月31日（金）まで  
※期間内必着
2. 郵送先 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地  
西郷村役場財政課 管財契約係

○有効期間・審査基準日

1. 有効期間 書類受理日の翌々月の初日から令和7年3月31日まで
2. 審査基準日 書類提出日

○申請方法及び提出先

1. 申請方法 持参または郵送（提出方法毎の受付期間がありますので、ご注意ください。）
2. 注意事項 提出書類は、指定された色（青）のA4ファイルに綴ること。  
（※ただし金属製のとじ具のファイルは不可）  
郵送による場合は、書留またはレターパック  
**審査担当者が不在の場合がございますので、書類をお持ちいただく際には必ず事前に電話でご連絡ください。**  
**郵送の場合は、書類の審査をした日を受理日といたします。**

3. 提出先（持参の場合） 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地  
お問い合わせ 財政課管財契約係 TEL:0248-25-2910（直通）  
E-mail:zaisei@vill.nishigo.lg.jp

○申請できない方

次に該当する場合は、申請することができませんのでご注意ください。

1. 審査基準日の直前1営業年度に完成工事高や取扱高がない場合  
完成工事高・取扱高は申込工事種別毎に必要なですので、完成工事高等がない場合は申請できません。
2. 村税等に滞納がある場合  
西郷村、福島県に納める法人村民税、法人事業税、個人事業税、自動車税等及び国に納めるべき消費税、地方消費税等に滞納がある場合は申請できません。
3. その他  
契約締結能力を有しない場合。  
法令等による必要な許可登録を受けていない場合等。

暴力団等又はこれらと密接な関係を有する者。

社会保険未加入業者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合は除く）。

○申請後の資格認定

申請受付期間終了後、審査を行い、工事等請負有資格業者として認定します。

資格認定通知は、資格認定が受けられない方のみ通知します。

○提出書類等

登録を希望する工事種別を選び申請書を提出してください。

## 1. 工事種別

下記の **18** 工事種別とします。（※下記の表により対応する建設業許可業種を有し、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件）

〈工事種別と建設業許可業種との対応表①〉

	工事種別	例示	許可業種
1	一般土木工事	土木一式工事	土木工事業
		盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック、客土、ガードレール設置、標識設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工・コンクリート工事業
		石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
		タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄塔、ガードレール、標識設置	◎鋼構造物工事業
		鉄筋加工組立の工事	◎鉄筋工事業
		下水道本管理設	◎土木工事業
		下水道処理施設	◎水道施設工事業
		工作物解体(主に建築物以外)	◎解体工事業
		2	舗装工事
3	建築工事	建築一式工事	建築工事業
		造作、木造間仕切	◎大工工事業
		左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
		家屋解体、ひき家鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	◎とび・土工・コンクリート工事業
		石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
		金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
		コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄骨組立、鋼製階段	◎鋼構造物工事業
		アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
		壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上げ、床仕上げ	◎内装仕上工事業
		ガラス加工・取り付け	◎ガラス工事業
		サッシ取り付け、建具取り付け、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
		鉄筋加工組立	◎鉄筋工事業
		板金加工、屋根かざり	◎板金工事業
		建築物解体	◎解体工事業
4	電気設備	構内配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、電気防食	電気工事業

		火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5	暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、暖冷房設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑（スプリンクラー）	管工事業
		暖冷房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
		消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6	鋼橋上部	鋼橋上部、歩道橋設置、水管橋	鋼構造物工事業
		足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工・コンクリート工事業
7	P C 橋上部	土木一式工事（プレストレストコンクリート工事）	土木工事業
		足場架設、コンクリート打設、P C 橋上部の据付	◎とび・土工・コンクリート工事業
8	しゅんせつ	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9	塗装	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上げ、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10	法面処理	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
		モルタル吹上、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工・コンクリート工事業
11	上水道	取水施設、浄水施設、配水施設、上水道本管理設	水道施設工事業
		公道下の上水道本管理設	◎土木工事業
12	清掃施設	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事業
13	消雪	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14	機械設備	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
		水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15	通信設備	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16	造園	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17	さく井	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18	グラウト	土木一式工事	土木工事業
		ボーリンググラウト	◎とび・土工・コンクリート工事業

上の表で、◎は例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

※西郷村における下水道工事の登録は、「一般土木工事」に区分しています。また、水道工事の登録は、「上水道工事」に区分され、土木工事業と水道施設工事業の建設業許可が必要となります。登録を希望される工事種別にご注意ください。

(※経営事項審査の完成工事高を入札参加申込の工事種別毎に組み替えする場合)

〈経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表〉

工事種別 (18種) ／ 経審業種 (29種)	一般 土木 工事	舗装 工事	建築 工事	電気 設備 工事	暖冷 房衛 生設 備工 事	鋼橋 上部 工事	P C 橋上 部工 事	しゅ んせ つ工 事	塗装 工事	法面 処理 工事	上水 道工 事	清掃 施設 工事	消雪 工事	機械 設備 工事	通信 設備	造園	さく 井	グラ ウト
土木一式工事	○									○	○							○
プレストレストコンクリート							△											
建築一式工事			○															
大工工事			○															
左官工事			○															
とび・土工工事	○		○			○	○											○
法面処理工事										△								
石工事	○		○															
屋根工事			○															
電気工事				○														
管工事					○								○					
タイル・れんが・ブロック	○		○															
鋼構造物工事	○		○											○				
鋼橋上部工事						△												
鉄筋工事	○		○															
舗装工事		○																
しゅんせつ工事								○										
板金工事			○															
ガラス工事			○															
塗装工事									○									
防水工事			○															
内装仕上工事			○															
機械器具設置工事														○				
熱絶縁工事					○													
電気通信工事															○			
造園工事																○		
さく井工事													○				○	
建具工事			○															
水道施設工事	○										○							
消防施設工事				○	○													
清掃施設工事												○						
解体工事	○		○															

△ 経営事項審査においてとして内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

## 2. 提出書類

副本が必要な書類がありますのでご注意ください。

No.	書類名		提出部数		
			正本	副本	
1	令和5・6年度 入札参加資格審査申請書受付票【定時受付用】		1	不要	
2	申請書作成チェックリスト【建設工事】※県内業者用又は県外業者用		1	不要	
3	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）		1	1	
4	社会保険の加入が確認できる書類 ※No.8により社会保険に加入していることが確認できる場合は不要		1	1	
5	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し		1	1	
6	工事経歴書（第2号様式その1）		1	不要	
7	完成工事高集計表（第2号様式その2）		1	不要	
8	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し		1	1	
9	経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表 （第5号様式その1）		1	不要	
10	技術者経歴書（第3号様式その1）		1	不要	
11	営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その1） ※委任先を設けない場合は不要		1	1	
12	委任状兼使用印鑑届（任意様式）※委任先を設けない場合は不要		1	1	
13	納税証明書	国税	法人：納税証明書「その3の3」又はその写し 個人：納税証明書「その3の2」又はその写し ※非課税業者は添付不要	1	不要
		県税	法人：事業税、県民税及び自動車税の納税証明書 又はその写し 個人：事業税、県民税及び自動車税の納税証明書 又はその写し ※福島県から課税されていない場合は添付不要	1	不要
		村税	納税証明書 ：滞納がないことの証明「滞納なし」（原本） ※西郷村から課税されていない場合は添付不要	1	不要
14	法人：商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はその写し 個人：身分証明書（原本）		1	不要	
15	暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（第10号様式）		1	不要	
16	主観的事項評価申請書（第12号様式）※該当者のみ		1	1	
17	レターパック又は返信用封筒（長3）※84円切手を貼付		1	不要	
<p>【上記の書類について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○提出書類に使用する印鑑は、実印（印鑑登録されているもの）を使用すること。</li> <li>○No.1の受付番号は財政課で記入いたします。</li> <li>○No.2チェックリストにより書類等を確認し、正本とともにNo.2を提出すること。</li> <li>○正本はNo.1～16までを番号順に青のA4ファイル（金属製とじ具のファイル不可）に綴り、<u>背表紙には申請者名を記入すること。</u></li> <li>○副本のNo. 3. 4. 5. 8. 11. 12. 16は、ファイルに綴じずにホチキス止めにして提出してください。（副本：コピー可）</li> </ul>					

## ○添付書類に関する注意事項

### 建設業許可通知書の写し

- ・申請書提出後、入札参加資格の有効期間内に建設業許可の更新手続きを行った場合には、新しい許可通知書の写しを提出してください。

### 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写し）

- ・審査基準日の直前営業年度に係る通知書を提出してください。
- ・また、経営事項審査において、「完成工事高の3年平均」を選択している場合は、直前2年分の通知書となります。
- ・なお、経営事項審査は、有効期間が1年7ヶ月となっています。定期的に審査を受け、新しい通知書の写しを提出してください。有効期間が切れた場合、入札には参加できませんのでご注意ください。

### 社会保険の加入が確認できる書類（保険料納付の領収書等）

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。（加入義務がない場合には任意様式の理由書を提出する） ※社会保険の加入状況：参照
- ・社会保険加入の有無を判断する基準日は、審査基準日としますが、未加入者の加入手続き期間を確保するための特例として申請受付の開始日において社会保険に加入していれば申請をすることができます。

### 納税証明書

- ・国税、県税及び村税については、審査基準日の直前1年間において納付し、又は納付すべき額が確定したもので提出してください。また、「納税証明書」は申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものとします。
- ・滞納がある場合は、完納後の申請となります。

#### 1. 国税（法人税、消費税及び地方消費税）

申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたもの。

（ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができる）

納税証明書の様式は、法人の場合は納税証明書「その3の3」又はその写し、個人の場合は納税証明書「その3の2」又はその写しを提出。非課税業者は添付不要。

#### 2. 県税（法人事業税、法人県民税及び自動車税）

課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたもの。

法人の場合は法人事業税、法人県民税及び自動車税の納税証明書又はその写し、個人の場合は個人事業税、個人県民税及び自動車税の納税証明書又はその写しを提出。

福島県内に営業所等がなく課税されていない場合は添付不要。

#### 3. 村税

西郷村税務課で発行された納税証明書（滞納がないことの証明：「滞納なし」）を提出。

（納税証明書で証明される事項：法人の場合は法人村民税、軽自動車税、固定資産税  
個人の場合は個人村民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税となります。）

西郷村内に営業所等がなく課税されていない場合は添付不要。

### 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び身分証明書

- ・証明書は申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものとします。
- ・身分証明書は、本籍地の市町村が発行したものを提出してください。
- ・現在事項全部証明書では不可とします。

## 主観的事項評価申請書

- ・西郷村内及び白河市内に本社、本店を置く建設業者のみを対象とします。

### ○社会保険の加入状況

建設工事の入札参加資格審査申請については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入義務がある建設業者については、社会保険等に加入していることを要件とします。

- ・社会保険の加入状況については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」で確認します。

1. すべての保険が「有」又は「除外」の場合に申請ができます。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無	有	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有	
法定外労働災害補償制度加入の有無	有	

2. ひとつでも保険に「無」（未加入）がある場合には申請できません。

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	無	
厚生年金保険加入の有無	無	
建設業退職金共済制度加入の有無	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	無	

3. 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合には、未加入の保険ごとに加入が確認できる次の書類等を提出すれば申請を受付します。

- ・直近1ヶ月分の社会保険料の領収書の写し
- ・社会保険組合に加入している場合は、健康保険組合及び厚生年金保険の保険料の領収書の写し
- ・標準報酬月額決定通知書の写し
- ・社会保険料納入証明書の写し
- ・（納入実績がない場合）健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控え）の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）写し

※上記以外でも加入が確認できる書類が提出できれば申請を受付します。

### ○主観的事項の評価

前回登録に引き続き、建設工事の入札参加資格審査に、社会貢献に積極的な地元建設業者を適切に評価するため、主観的事項の評価を導入します。

今後、西郷村における建設工事入札参加資格者の格付は、経営事項審査に基づく客観点と主観的事項審査に基づく主観点の合計点をもとに設定します。対象とするのは、西郷村内又は白河市内に本社（本店）を置く建設業者とし、それ以外の建設業者については、客観点のみで格付を行います。

- ・主観的事項の評価については、主観的事項評価申請書に基づき評価する項目と申請の有無に関わらず評価する項目があります。
- ・今回、当該申請されない場合には、下記 1 の対象とはなりません。
- ・申請に必要な書類については、申請書様式中に記載してありますので、ご確認ください。

#### 1. 申請に基づき社会性を評価する項目

評価項目	内容
1 ボランティア活動	審査基準日の直前1年間におけるボランティア活動の実績
2 女性技術者の雇用	審査基準日における女性技術者を雇用状況
3 障がい者の雇用	審査基準日における障がい者の雇用状況
4 新卒者の雇用	審査基準日の直前2年間における新卒者の雇用状況
5 消防団への協力	審査基準日における（西郷村）消防団員として活動している従業員の雇用状況

#### 2. 申請の有無に関わらず社会性を評価する項目

評価項目	内容
6 除雪業務	審査基準日の直前2年間における西郷村発注による除雪業務の実績
7 災害対応	審査基準日の直前2年間における西郷村内での災害時出動実績
	審査基準日における西郷村との災害時応急対応支援協定の締結状況
8 入札参加資格の制限	審査基準日の直前2年間における西郷村の入札参加資格制限状況

○提出内容に変更が生じた場合

次の内容に該当する場合には速やかに「入札参加資格審査事項変更届」を西郷村長宛に提出してください。（変更届については、郵送可）

No.	変更内容	提出書類
1	商号又は名称の変更	建設業法第11条に基づく変更届出書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
2	所在地の変更 （委任をしている営業所も含む。）	
3	代表者の変更	
4	受任者の職氏名の変更	委任状 ※委任期間は変更日から資格の有効期間の末日
5	電話番号及びFAX番号	なし
6	建設業許可における変更事項	許可通知書又は登録通知書の写し
7	組織変更	履歴事項全部証明書の写し（法人の場合） 株主調書 許可（登録）通知書又は証明書の写し
8	廃業	廃業届等の写し 組織が解散する場合は閉鎖事項証明書
9	委任先の変更（注）	営業所及び委任関係一覧表（第4号様式） ※法律等で許可、登録等が必要とされている種別を委任する場合は、それらを受けていること証する書類の写し 委任状兼使用印鑑届 ※委任期間は変更日から資格の有効期間の末日
10	合併、会社分割等	※事前にお問い合わせください。
11	会社更生手続き開始 民事再生手続き開始	
<p>（注） 新規に営業所への委任を行う場合に委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たすこと。          なお、営業所の新設、委任業種の追加・変更が分かるように変更届に記載すること          （1）法律等で許可、登録等が必要とされている場合には、資格審査の申請業種に対応した許可、登録等を得ている営業所であること。  <b>例 建設工事・・・建設業の許可、等</b>          （2）営業所の長への委任内容として、見積・入札・契約締結・代金請求及び受領のすべての権限を委任していること</p>		

## 【随時受付用】

### 西郷村建設工事入札参加資格審査申請書類の記載要領

1. 建設工事入札参加資格審査申請書 . . . . . 第1号様式
2. 営業所及び委任関係一覧表 . . . . . 第4号様式その1
3. 工事経歴書 . . . . . 第2号様式その1 (県内業者)
4. 工事経歴書 . . . . . 第2号様式その1 (県外業者)
5. 完成工事高集計表 . . . . . 第2号様式その2 (県内業者)
6. 完成工事高集計表 . . . . . 第2号様式その2 (県外業者)
7. 経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表 . . . 第5号様式その1
8. 技術者経歴書 . . . . . 第3号様式その1

※各様式が複数枚になる場合には、両面印刷A4判として提出すること

## 1. 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）

### 【記入上の注意】

- 1 申請年月日を記入すること。
- 2 建設業の許可番号及び年月日は、審査基準日現在に有効な許可番号及び年月日を記入すること。
- 3 希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲むこと。
- 4 商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。
- 5 申請書に使用する印鑑は、実印（印鑑登録されているもの）を使用すること。
- 6 <別記>データ入力票の申請書作成者情報（作成担当者）には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、そのように記載すること。
- 7 西郷村指定様式を使用してください。

第1号様式

## 建設工事入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

西郷村長 様

許可を受けている建設業	大臣 許可 (特-30) 第1234号 知事 令和4年 1月 1日 許可
	大臣 許可 (般-30) 第1234号 知事 令和4年 1月 1日 許可

所在地 福島県西白河郡  
西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

(ふりがな) にしごうけんせつかぶしがいしゃ  
商号又は名称 西郷建設株式会社

(ふりがな) にしごう たろう  
代表者職・氏名 代表取締役 西郷 太郎 ㊞

希望する 工事種別	① 一般土木工事	② 舗装工事	③ 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
	7 PC 橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	10 法面処理工事	11 上水道工事	12 清掃施設工事
	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

今般貴村発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しないことを誓約します。

## 2. 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その1）

### 【 記入上の注意 】

- 1 委任先を設けない場合は、提出は不要。
- 2 建設工事については、委任先とできるのは、建設業法上の許可のある営業所等に限る。
- 3 「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。
- 4 「許可を受けた建設業」欄は、許可を受けた建設業のうち特定、一般の別に当該営業所における許可業種を、下表略号で記入すること。
- 5 委任する工事種別には、西郷村の工事種別を記載すること。
- 6 委任先を設ける場合の委任先営業所は、1箇所のみとする。

表：建設業許可業種の略号

土木工事業	土	板金工事業	板
建築工事業	建	ガラス工事業	ガ
大工工事業	大	塗装工事業	塗
左官工事業	左	防水工事業	防
とび・土工・コンクリート工事業	と	内装仕上工事業	内
石工事業	石	機械器具設置工事業	機
屋根工事業	屋	熱絶縁工事業	絶
電気工事業	電	電気通信工事業	通
管工事業	管	造園工事業	園
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	さく井工事業	井
鋼構造物工事業	鋼	建具工事業	具
鉄筋工事業	筋	水道施設工事業	水
舗装工事業	舗	消防施設工事業	消
しゅんせつ工事業	しゅ	清掃施設工事業	清
-	-	解体工事業	解

営業所及び委任関係一覧表

商号又は名称： 西郷建設株式会社

営 業 所			内 部 委 任 者		委任する工事種別	委 任 事 項				委任区域	
名 称	許可を受けた建設業		郵便番号 所在地 電話番号	職		氏 名	見積 入札	契約	代金請求 受 領		復代理人 選 任
	特定	一般									
( 本 店 ) 本社	(土) (建) (と) (筋) (水)	(園)	〒960-8602 福島県白河市八幡小路 7-1 0248-25-0000								
( 営 業 所 ) 仙台支店	(土) (建) (水)		〒980-0000 仙台市青葉区本町〇—〇〇 022-000-0000	支店長	仙台 三郎	一般土木 建築 上水道	○	○	○	○	西郷村
計											2箇所

西郷村の工事種別を記載すること。

### 3. 工事経歴書（第2号様式その1 県内業者）

#### 【 記入上の注意 】

- 1 工事経歴書は消費税抜きとする。
- 2 工事経歴書は、経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）にあわせ、審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度に含まれる完成工事高を記入すること。
- 3 工事経歴書は、申請する西郷村の工事種別毎（18）に作成すること。なお、工事種別に対応する建設業法許可業種毎（29）に、公共元請工事、民間元請工事、民間下請工事の順に各々小計を記載すること。最後に営業年度ごとに申請する種別の完成工事高の合計を記載すること。
- 4 記載する工事は、完成工事高の7割程度を1件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめてよい。
- 5 下請工事の発注者名は、元請業者名とし、工事名は下請工事名とすること。
- 6 請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。
- 7 共同企業体として請け負った工事は、出資割合で計算した金額を記載すること。この場合、全体請負額をカッコ書きすること。
- 8 西郷村指定様式を使用してください。

記載例

工事経歴書

許可業種に対応した建設工事の種類を記載する。

村の入札参加申請業種を記載する。

記載する工事は、完成工事高の7割程度を1件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめてよい。

(工事種別 一般土木 )

営業年度を記載する。

R3. 4 ~ R4. 3

発注者名	工事名	工事場所のある 都道府県	請負代金の額 (千円)		着工年月	完成(予定)年月	公共・民間の別	
			元請の場合	下請の場合			公	民
(土木一式工事)							公	民
西郷村	村道 5000 号線改良工事	福島県	320,558		R2. 4	R3. 3	⊙	民
福島県	県道 289 号線改良工事	福島県	147,938		R3. 4	R4. 3	⊙	民
	}						⊙	民
		その他		43,331				⊙
	<u>(公共元請 計)</u>		<u>511,857</u>				公	民
(株) 泉崎	店舗敷地造成工事	福島県	27,631		R3. 4	R4. 3	公	⊙
	}						公	⊙
		その他		10,546				公
	<u>(民間元請 計)</u>		<u>38,177</u>				公	民
<u>土木一式 計</u>	<u>550,034</u>						公	民

(工事種別 一般土木工事 )

(鉄筋工事)							公	民
白河市長	大信庁舎解体工事	福島県	7,095		R2. 4	R3. 3	⊙	民
	その他		2,568				⊙	民
	<u>(公共元請 計)</u>		<u>9,663</u>				公	民
							公	民
白河(株)	店舗建設工事	福島県		40,281	R3. 4	R4. 3	公	⊙
	その他			3,081			公	⊙
	<u>(民間下請 計)</u>			<u>44,172</u>			公	民
<u>鉄筋 計</u>	<u>53,835</u>						公	民
							公	民
<u>一般土木 合計</u>	<u>603,869</u>						公	民

(内訳)

土木一式 計 ￥ 550,034

鉄筋 計 ￥ 53,835

## 4. 工事経歴書（第2号様式その1 県外業者）

### 【 記入上の注意 】

- 1 工事経歴書は消費税抜きとする。
- 2 工事経歴書は、経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）にあわせ、審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度に含まれる完成工事高を記入すること。
- 3 工事経歴書は、申請を希望する西郷村の工事種別ごと（18業種）に作成すること。なお、元請工事及び下請工事各々の小計を記載し、最後に営業年度ごとに申請する種別の完成工事高の合計を記載すること。
- 4 工事種別ごとに、福島県内で施工した工事を記載し小計を記入すること。つぎに福島県外で施工した工事を記載すること。記載する件数については、1年につき20件又は完成工事高の7割程度のいずれか少ない方を1件ごとに、残りを「その他」としてまとめて記入すること。  
最後に営業年度ごとに当該工事種別の完成工事高の合計（内訳として元請・下請工事の小計）を記載すること。  
※ 福島県内で施工した工事とは、工事現場が福島県内にあるものを指し、発注者が誰であるかは問わない。  
※ 福島県内で施工した工事が無い場合でも、その小計がゼロであることを明記すること。
- 5 下請工事の発注者名は、元請業者名とし、工事名は下請工事名とすること。
- 6 請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。
- 7 共同企業体として請け負った工事は、出資割合で計算した金額を記載すること。この場合、全体請負額をカッコ書きすること。
- 8 西郷村指定様式を使用してください。

記載例

# 工 事 経 歴 書

営業年度を記載する。

R3. 4 ~ R4. 3

(工事種別 一般土木工事)

西郷村の工事種別を記入する。

発注者名	元請又は下請の別	工事名	工事場所のある都道府県	請負代金の額(千円)	着工年月	完成(予定)年月
福島県	元請	〇〇工業団地用地造成工事	福島県	(250,561) 100,224	R2. 4	R3. 3
東京電力(株)	〃	〇〇発電所用地拡張工事	〃	62,981	R3. 4	R4. 3
		その他		17,637		
		<u>(福島県内 小計)</u>		<u>180,842</u>		
〇〇商事(株)	元請	パチンコ〇〇土地造成工事	秋田県	23,709	R2. 4	R3. 3
△△建設(株)	下請	〇〇マンション土地造成工事	宮城県	22,357	R3. 4	R4. 3
		その他		5,563		
		<u>(元請小計 204,551)</u>				
		<u>(下請小計 27,920)</u>				
		<u>(合計 232,471)</u>				

## 5. 完成工事高集計表（第2号様式その2）**県内業者**

### 【 記入上の注意 】

- 1 各営業年度の工事経歴書から、西郷村の工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。
- 2 経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に合わせて記入すること。
- 3 平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、千円未満の端数については、切り捨てとする。  
(端数処理により各決算期の横の計算が合わなくてもよいものとする。)

# 完成工事高集計表

記載例

直近の完成工事高が「0」の者は申請できません。

単位：千円

工事種別	営業年度	決算期	完成工事高	元請完成工事高	公共元請完成工事高	民間元請完成工事高	民間下請完成工事高
一般土木	直近	3年度	603,869	559,697	521,520	38,177	44,172
	2年前	2年度	548,023	482,459	456,891	15,568	35,564
	3年前						
	直前2年間(3年間)の平均完成工事高			575,946	521,078	489,205	31,872
建 築	直近	3年度	135,459	103,195	46,465	56,730	32,264
	2年前	2年度	131,919	119,128	54,561	64,567	12,791
	3年前						
	直前2年間(3年間)の平均完成工事高			133,689	111,161	50,513	60,648
法面処理	直近	3年度	22,191	18,624	12,367	6,257	3,567
	2年前	2年度	17,584	14,793	9,381	5,412	2,791
	3年前						
	直前2年間(3年間)の平均完成工事高			19,887	16,708	10,874	5,834

## 6. 完成工事高集計表（第2号様式その2）**県外業者**

### 【 記入上の注意 】

- 1 各営業年度の工事経歴書から、西郷村の工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。
- 2 経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に合わせて記入すること。
- 3 平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、千円未満の端数については、切り捨てとする。

（端数処理により各決算期の横の計算が合わなくても良いものとする。）

# 完成工事高集計表

記載例

直近の完成工事高が「0」の者は申請できません。

単位：千円

工事種別	営業年度	決算期	完成工事高	完成工事高に対する 福島県内の完成工事高	完成工事高に対する 元請完成工事高
一般土木	直近	3年度	232,471	18,084	204,551
	2年前	2年度	105,598	20,523	84,332
	3年前				
	直前2年間(3年間)の平均 完成工事高			169,034	19,303
建 築	直近	3年度	651,486	0	481,631
	2年前	2年度	547,687	0	362,409
	3年前				
	直前2年間(3年間)の平均 完成工事高			599,586	0
法面処理	直近	3年度	32,211	0	26,687
	2年前	2年度	12,297	0	12,297
	3年前				
	直前2年間(3年間)の平均 完成工事高			22,254	0

## 7. 経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表

### (第5号様式その1)

#### 【記入上の注意】

- 1 この表は、経営事項審査における28業種（平成28年6月以降の受審の場合は29業種）と、西郷村の18種別の平均完成工事高の対応を整理するものです
- 2 横欄が経営事項審査による区分、縦欄が西郷村の区分となり、横欄の合計は経営事項審査の各業種の合計と一致し、（組み替えの端数調整により小さくなる場合もあります。）縦欄の合計は西郷村に申請する各業種の平均完成工事高になります。
- 3 申請する種別において完成工事高集計表の平均完成工事高と縦欄の合計が一致します。  
（端数調整により一致しない場合には、そのまま提出してください。）
- 4 組み替えができない箇所については、セルに色掛けがしてありますので、空白セルにのみ金額を記入してください。
- 5 平均元請完成工事高の対応表（福島県様式 対応表 No.2【平均元請完成工事高】平均完成工事高のうち平均元請完成工事高を記入するもの。）は、提出の必要がありません。
- 6 西郷村指定様式を使用してください。

## 8. 技術者経歴書（第3号様式その1）

### 【 記入上の注意 】

- 1 申請する工事種別毎に作成し、審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。
- 2 工事種別の組み替えをしない場合で、経営事項審査の技術者人数と同じく申請する場合は、指定外の様式でもよい。
- 3 同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、2業種まで技術者として記載することができる。  
※経営事項審査で技術者として計上されていないものは、記載することができないので注意すること。  
※経営事項審査において内書きとして記載されている「プレストレストコンクリート」「法面処理」「鋼橋上部」については、技術者の数が、それぞれ「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」に含まれているので、これらの許可業種に基づいて申請する場合は、注意すること。
- 4 技術者経歴書には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ又は第15条第2号イ、ハに該当し、かつ常勤の職員のみ記載すること。（事業主、代表者等も含むことができる）。
- 5 「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。
- 6 「実務経歴」欄は、審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを1年に1件記載するものとし、当該工事における工事名及びその者の地位を記載すること（事業主、代表者等は、職務内容でよい）。
- 7 「技術者区分」は経営事項審査で申請した1級、受講、基幹、2級、その他の区分の該当する欄に○印を記入すること。計の欄には、ページ毎の小計を記入し、各工事種別の最終ページにその合計を記載すること。

記載例

# 技術者経歴書

審査基準日の直前営業年度末現在となります。

(工事種別 一般土木 )

R4. 3. 31現在

職名	氏名	年齢	最終学校		法令による免許等		実務経歴	経験年月数	技術者区分					
			学校名	専攻学科	名称	取得年月日			1級	受講	基幹	2級	その他	
土木部長	西郷 次郎	44	大学	土木工学	一級土木 施工管理 技士	H10.10.1	19-市道〇〇号線改良工事 現場代理人 20-△△工業団地造成工事 現場代理人	13年6月	○	○				
土木係長	白河 太郎	38	高校	土木科	二級土木 施工管理 技士	H4.8.1	19-市道□□号線1工区工事 現場代理人 20-市道□□号線2工区工事 現場代理人	19年8月				○		
								年 月						
								年 月						
								年 月						
								年 月						
								年 月						
								年 月						
								計						

